

津山市行政手続条例施行規則（抜粋）

平成10年2月23日

津山市規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、津山市行政手続条例（平成9年津山市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 条例等（条例第2条第3号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により市長（その権限の委任を受けた機関の長を含む。）が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分